

労務関連ニュースレター

December 2024

In brief

2025年4月1日より段階的に施行される育児・介護休業法の改正に関するQ&Aが公表され、法改正における具体的な取扱いが示されました。その他、以下のトピックスについてご紹介します。

- ・フリーランスからの労働基準法等の違反に関する相談窓口に設置について
- ・高年齢雇用継続給付の支給率の変更について
- ・マイナポータルを通じた離職票の交付について

In detail

1. 「令和6年度改正育児・介護休業法に関するQ&A」について

2024年4月号でもご紹介した、2025年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法の改正について、「令和6年度改正育児・介護休業法に関するQ&A」が公表されました。また、厚生労働省のウェブサイトには、改正に関する資料等を紹介する専用ページが設けられています。

この改正には、就業規則等の見直しが必要となる施策も含まれています。専用ページには規則の規定例も掲載されていますので、内容をご確認ください。

「令和6年度改正育児・介護休業法に関するQ&Aについて」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトおよびリーフレットでご確認ください。

- ・令和6年度改正育児・介護休業法に関するQ&A（令和7年1月23日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001383031.pdf>

- ・【特設ページ】令和6年度改正育児・介護休業法

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611_00008.html

- ・リーフレット（育児・介護休業法 改正ポイントのご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

2. フリーランスからの労働基準法等の違反に関する相談窓口の設置について

2024年6月号でもご紹介した、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の施行に合わせて、フリーランス（特定受託事業者※1）として契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備をすることを目的とした相談窓口が、全国の労働基準監督署に設置されました。

フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されていることが背景となっています。また、フリーランスにおける労働者性の判断について、近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集を厚生労働省が作成し、具体的な判断基準が整理されています。

フリーランスに業務委託を発注する企業等（業務委託事業者※2）も、取引先であるフリーランスが労働基準法上の労働者と同様に扱われることがないよう注意する必要がありますので、内容をご確認ください。

(※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの

(※2) 業務委託を行う事業者

(1) 労働者性の判断基準

以下2つの基準(使用従属性※)によって判断されます。

- ① 労働者が他人の指揮監督下に置いて行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか。
- ② 報酬が、「指揮命令下における労働」の対価として支払われているかどうか

※使用従属性が認められるかどうかは、請負契約や委任契約といった契約の名称や形式に関わらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断されます。

(2) 開始日

2024年11月1日

「フリーランスからの労働基準法等の違反に関する相談窓口に設置について」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトおよびリーフレットでご確認ください。

・「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を労働基準監督署に設置します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44487.html

・労働基準法における労働者性判断に係る参考資料集

<https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

・あなたの働き方をチェックしてみましょう～その働き方、「労働者」ではないですか？～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001283001.pdf>

3. 高年齢雇用継続給付の支給率の変更について

高年齢雇用継続給付金とは、60歳以上65歳未満の一般被保険者に支給され、60歳到達時点の賃金と比較して賃金が75%未満に低下している等の条件を満たした方に支給される雇用保険の給付金ですが、2025年4月1日より給付金の支給率が変更されることとなりました。同日以降に60歳に到達する場合、変更後の支給率が適用されます。支給率の変更について厚生労働省よりリーフレットが公表されていますので、内容をご確認ください。

(1) 内容(下線部が変更される箇所です)

	変更前		変更後(2025年4月1日～)	
内 容	各月に支払われた 賃金の低下率	賃金に上乗せされる 支給率	各月に支払われた 賃金の低下率	賃金に上乗せされる 支給率
	61%以下	各月に支払われた賃金の 15%	<u>64%</u> 以下	各月に支払われた賃金の <u>10%</u>
	61%超 75%未満	各月に支払われた賃金額 の15%から0%の間で、賃 金の低下率に応じ、賃金と 給付額の合計が75%を超 えない範囲で設定される率	<u>64%</u> 超 75%未満	各月に支払われた賃金額 の <u>10%</u> から0%の間で、賃 金の低下率に応じ、賃金と 給付額の合計が75%を超 えない範囲で設定される率
対 象 者	75%以上	不支給	75%以上	不支給
	①もしくは②が2025年3月31日以前の一般被保険者 ①60歳に達した日 ②60歳に達した日時点で被保険者であった期間が5年 以上ない場合は、その期間が5年を満たすこととな った日	①もしくは②が <u>2025年4月1日</u> 以降の一般被保険者 ①60歳に達した日 ②60歳に達した日時点で被保険者であった期間が5年 以上ない場合は、その期間が5年を満たすこととな った日		

- (2) 変更日
2025年4月1日

「高年齢雇用継続給付の支給率の変更について」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトおよびリーフレットでご確認ください。

- ・令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00043.html
- ・リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/001328827.pdf>

4. マイナポータルを通じた離職票の交付について

雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」）とは、離職者が雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要な書類です。従来は、事業所を通じて離職者に離職票が送付されていましたが、2025年1月20日より、希望する離職者のマイナポータルに離職票を直接交付するサービスが開始されます。これにより、事業主は離職者に書類を送付する事務手続きが省け、離職者は事業所からの離職票の送付を待つ必要がなくなります。また、このサービスでは離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票もマイナポータルを通じて交付されます。

- (1) サービス利用の条件
- ① 届け出たマイナンバーと被保険者番号が適切に紐付いていること
 - ② 離職者自身がマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行うこと
 - ③ 事業主が電子申請で雇用保険の離職手続きを行うこと

サービス利用の条件を満たさない場合は、離職者のマイナポータルに離職票が送信されません。従来どおり事業所から離職者へ離職票を送付することになりますので、ご留意ください。

- (2) 利用開始日
2025年1月20日

「マイナポータルを通じた離職票の交付について」の詳細は、以下の厚生労働省のリーフレットでご確認ください。

- ・リーフレット（事業主の皆さまへ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353550.pdf>
- ・リーフレット（被保険者の皆さまへ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353163.pdf>

※本ニュースレターは2024年12月5日現在の情報に基づき作成しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 OtemachiOne

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

シニアマネージャー
岩岡 学

マネージャー
兵頭 美樹

マネージャー
佐分 聖美

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwCJapan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービス等に加え、人事労務サービス、給与計算サービス、社会保険コンサルティングサービス等、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.